

令和4年12月6日  
茨城県労働委員会事務局  
事務局長 大川 遵一  
(担当：次長兼総務調整課長 清水 伸)  
内線 5560 直通 029-301-5563

## 第48期茨城県労働委員会会長・会長代理の選出について

令和4年12月1日付けで第48期茨城県労働委員会委員（任期：令和4年12月1日～令和6年11月30日の2年間）が就任し、令和4年12月1日に開催した第1092回総会（臨時総会）において、第48期茨城県労働委員会の会長及び会長代理が下記のとおり選出されましたので、お知らせします。

### 記

会 長 <sup>かめ</sup> <sup>だ</sup> <sup>てつ</sup> <sup>や</sup>  
亀 田 哲 也（51歳）

【経 歴】

生年月日 昭和46年11月2日  
職 業 弁護士  
労働委員歴 平成30年12月 1日（46期） ～

委員3期目

会長代理 <sup>いし</sup> <sup>かわ</sup> <sup>かず</sup> <sup>ひろ</sup>  
石 川 和 宏（67歳）

【経 歴】

生年月日 昭和30年10月1日  
職 業 元茨城県労働委員会事務局長  
労働委員歴 令和 2年12月 1日（47期） ～

委員2期目

第48期茨城県労働委員会委員名簿  
 (任期:令和4年12月1日～令和6年11月30日)

令和4年12月1日現在

区分	氏名	現職	備考
公益委員	◎ <small>かめだ てつや</small> 亀田 哲也	弁護士	再任 3期
	○ <small>いしかわ かずひろ</small> 石川 和宏	元茨城県労働委員会事務局長	再任 2期
	<small>ごとう れいこ</small> 後藤 玲子	茨城大学人文社会科学部教授	再任 2期
	<small>あくつ まさはる</small> 阿久津 正晴	弁護士	新任
	<small>すずき けんしゅう</small> 鈴木 健秀	弁護士	新任
労働者委員	<small>うちやま ゆたか</small> 内山 裕	日本労働組合総連合会茨城県連合会会長	再任 4期
	<small>たかぎ ひでみ</small> 高木 英見	日本労働組合総連合会茨城県連合会事務局長	再任 4期
	<small>すがわら やすひろ</small> 菅原 康弘	茨城交通労働組合執行委員長	再任 2期
	<small>せきぐち よしかず</small> 関口 喜一	情報産業労働組合連合会茨城県協議会議長	再任 2期
	<small>ちとせ ますひこ</small> 千歳 益彦	自治労茨城県本部執行委員長	新任
使用者委員	<small>さわはた しんじ</small> 澤畑 慎志	(一社)茨城県経営者協会副会長	再任 4期
	<small>そね とおる</small> 曾根 徹	(株)日立製作所人財統括本部エネルギーCHRO兼日立事業所事業所長	再任 4期
	<small>かとう ゆういち</small> 加藤 祐一	(一社)茨城県経営者協会専務理事	新任
	<small>ほり のぶや</small> 堀 延也	(株)ケースホールディングス取締役	新任
	<small>わたなべ としゆき</small> 渡邊 敏幸	(株)カスミ執行役員人事戦略部マネジャー	新任

(参考資料)

## 労働委員会の概要

### (1) 労働委員会とは

- ・ 労使間の問題は当事者による自主解決が原則です。しかし、自主解決が困難な場合、中立・公平な立場で労使紛争の解決にあたるための県の行政機関が労働委員会です。
- ・ 労働委員会は労働組合法に基づいて設置されており、各都道府県に設置されている都道府県労働委員会と、国に設置されている中央労働委員会があります。

### (2) 労働委員会委員の構成について

- ・ 茨城県労働委員会は、以下の表のとおり労働問題の専門家で経験も豊富な公・労・使三者の15名の委員で構成されています。
- ・ 委員の任期は2年です。
- ・ 労働委員会の会長と会長代理は、公益委員の中から選挙によって選ばれます。

委員構成	委員の性格・任命
公益委員 5人	公平な第三者の性格を持ち、労働者委員及び使用者委員の同意を得て知事が任命 (弁護士、大学教授など)
労働者委員 5人	労働者の代表者であるが、単なる利益代表でなく、労働者側の事情を正しく反映する立場にあり、労働組合の推薦に基づき知事が任命 (労働組合の役員など)
使用者委員 5人	使用者の代表者であるが、単なる利益代表でなく、使用者側の事情を正しく反映する立場にあり、使用者団体の推薦に基づき知事が任命 (企業経営者、会社役員など)

### (3) 労働委員会の主な業務

種類	概要	令和4年に取り扱った件数 (11.30現在)
不当労働行為事件の審査	労働組合や労働者が、使用者による不当労働行為(正当な理由のない団体交渉の拒否等)を受けたことに対する救済申立てを審査する手続	2件
労働争議の調整	労働組合と使用者との間の労働争議の調整(あっせん・調停・仲裁)を行い、解決に導く手続	5件
個別的労使紛争のあっせん	個々の労働者と使用者との労働関係紛争について、自主的な交渉を側面から援助して、紛争の解決を図る手続	6件